

肥後銀行アプリことら送金サービス利用規定

(2024 年 10 月 21 日現在)

肥後銀行アプリことら送金サービス利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社肥後銀行（以下、「当行」といいます）がお客さまのスマートフォン（以下、「端末」といいます）にダウンロードされたアプリケーション「肥後銀行アプリ」（以下、「本アプリ」といいます）を利用して提供する「肥後銀行アプリことら送金サービス」（以下、「本サービス」といいます）を、お客さまにご利用いただく場合の条件等を定めたものです。

お客さまは、本規定に同意していただいた場合に、本サービスをご利用いただけます。

1.（本規定の適用範囲）

本規定は、本サービスを利用する方ご本人（以下、「利用者」といいます）に適用されます。本サービスについては、本規定の定めによるほか、当行が定める肥後銀行アプリ利用規定、普通預金規定等の関連する各規定（以下、「関連規定」といいます）が適用されます。なお、関連規定と本規定とで差異が生じる場合は、本規定が優先して適用されるものとします。

2.（本サービス）

（1）概要

本アプリに登録された利用者の口座（以下、「送金指定口座」といいます）から、利用者の指定する送金資金を引き落としのうえ、利用者の指定するアカウント（当行の国内本支店の預金口座又は当行の承認する他の金融機関の国内本支店の預金口座若しくは他の金融機関若しくは資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために利用者ごとに開設されるアカウント（以下「資金移動アカウント」といいます。）をいいます。以下同じです。）に対して、国内円での送金（以下、かかる送金を「ことら送金」といいます。）を行うサービスをいいます。なお、他のアカウントから利用者の預金口座（以下「入金指定口座」という。）に国内円での送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を入金指定口座に入金する行為も本サービスに含まれるものとします。

本アプリでことら送金を利用するには、ワンタイムパスワードサービスの利用登録が必要です。

（2）対象取引等

- ① ことら送金は、次に掲げる要件を全て満たすアカウント（送金指定口座及び入金指定口座を含みます。）間の送金のみを対象とするものとします。
 - A. 個人が開設したアカウントであること
 - B. 国内居住者のアカウントであること
 - C. アカウントが預金口座の場合は、送金指定口座は普通預金のみ、入金指定口座は普通預金、貯蓄預金及び当座預金のいずれかであること
- ② ことら送金の 1 回および 1 日あたりの送金限度額は、当行所定の金額となります。

（3）ことら送金の依頼

- ① 本アプリでのワンタイムパスワードサービスの利用登録が完了している場合にのみご利用いただけます。
- ② ことら送金の依頼を行う場合は、当行が定める方法及び操作手順に従ってください。
- ③ 預金口座宛てのことら送金の依頼を行う場合は、次に掲げる事項を正確に入力してください。
 - A. 送金先の金融機関、店舗名、預金種目及び口座番号、又はあらかじめ口座番号に代替するものとして登録された電話番号若しくは電子メールアドレス、送金額、アカウント名義人名その他当行定の事項
- ④ 資金移動アカウント宛てのことら送金の依頼を行う場合は、次に掲げる事項を正確に入力してください。
 - A. 送金先の金融機関又は資金移動業者及びバリューID その他アカウントを特定するための必要な事項（以下「バリューID 等」といいます。）又はあらかじめバリューID 等に代替するものとして登録された電話番号若しくは電子メールアドレス（以下、前号及び本号に規定する電話番号若しくは電子メールアドレスを総称して「アカウント代替符号」といいます。）、送金額、アカウント名義人名その他当行所定の事項

- ⑤ 前二号に基づく入力によりアプリ上に受取人（送金先であるアカウントの保有者をいいます。以下同じです。）の名称が表示されますので、当該受取人の名称及びアカウント代替符号（アカウント代替符号を入力する場合に限ります。）に誤りがないかを事前に確認のうえ、ことら送金の依頼を行ってください。
- ⑥ 前三号に定めることら送金の依頼内容について、アプリへの誤入力があったとしても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

（4）契約の成立

- ① ことら送金に係る契約は、当行がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して送金資金を送金指定口座から引き落とししたときに成立するものとします。
- ② 前号によりことら送金に係る契約が成立した場合、当行は、ことら送金の依頼内容をアプリ上に表示するものとし、かかるアプリ上の表示とは別に、当該依頼内容の明細を記載した受付書等の書面の発行はいたしません。

（5）送金指図の発信

- ① ことら送金に係る契約が成立した場合、当行は、ことら送金の依頼内容に基づいて、依頼日当日（事務の都合上依頼日の翌日となる場合もあります。）に、送金先の金融機関又は資金移動業者宛てに送金指図を発信します。
- ② 当行が前号に基づく送金指図を発信しても、送金先の金融機関若しくは資金移動業者又は受取人の口座状況等により、入金が発信日の翌日以降となる場合があります。
- ③ 当行が第1号に基づく送金指図を発信したものの、送金先の金融機関若しくは資金移動業者又は受取人が入金を拒否し、送金先の金融機関又は資金移動業者から送金資金が返金された場合は、当該送金資金を送金指定口座にお戻しいたします。

（6）ことら送金の取扱範囲

次の場合には、ことら送金を利用いただくことができません。

- ① 停電、通信障害等によりことら送金を利用できないとき
- ② 当行所定のシステムメンテナンスの実施日時に該当するとき
- ③ 利用者または受取人が個人ではないとき
- ④ 利用者が当行所定の回数を超えて、ことら送金の依頼内容の入力を誤ったとき

（7）メッセージ機能

アカウント代替符号を入力の上ことら送金の依頼を行う場合、当該送金の依頼とともに受取人に対して当行所定の方法によりメッセージを送ることができます。ただし、送金先の金融機関又は資金移動業者における登録状況によっては、受取人がメッセージを受け取ることができない場合があります。

（8）利用停止

- ① 第3項に基づくことら送金の依頼の手続において、アプリ上に受取人の名称が表示されたにもかかわらず、当行所定の回数を超えてことら送金の依頼を行わない場合は、本サービスの利用を停止することがあります。
- ② 前号のほか、第3項に基づくことら送金の依頼の手続において、当行所定の回数を超えて当行所定の項目の入力を誤った場合は、本サービスの利用を停止することがあります。
- ③ 前二号に基づいて停止したことら本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続を行う必要があります。

（9）取引内容の照会等

- ① ことら送金の依頼を行ったにもかかわらず、受取人のアカウントに送金資金の入金が行われていない場合は、速やかに当行に照会してください。この場合、送金先の金融機関又は資金移動業者に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- ② 当行が発信した送金指図について送金先の金融機関又は資金移動業者から照会があった場合は、依頼内容について照会することがあります。この場合、当行からの照会に対して速やかに回答するものとし、相当の期間内に回答がなかった場合又は不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

（10）契約成立後の取扱い

ことら送金に係る契約が成立した後は、ことら送金の依頼内容を変更すること又は依頼を取りやめることはできません。この場合は、受取人との間で協議してください。

(1 1) 通知・照会の連絡先

- ① 本サービスについて利用者に通知又は照会をする場合は、送金指定口座又は入金指定口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- ② 前号の場合において、連絡先の届出不備、誤入力又は電話の不通等によって通知・照会することができなくても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(1 2) 入金指定口座への入金

- ① 利用者は、アプリ上において、入金指定口座に係るアカウント代替符号をあらかじめ登録することができます。この場合、当行は、アカウント代替符号を指定する方法によって行われる入金指定口座への入金を受け付けるものとします。
- ② アカウント代替符号を指定する方法によって行われる入金指定口座への入金を受け付ける場合であって、当該入金に伴って利用者宛てのメッセージを受信した場合は、当行は、当該メッセージを当行所定の方法により表示するものとします。
- ③ 預金規定等関連する取引規定においては、他のアカウントから入金指定口座に入金された資金は、為替による振込金と同様に取り扱います。

(1 3) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、送金先又は送金元の金融機関又は資金移動業者の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。

(1 4) 不正利用の調査等

- ① 当行は、本サービスの不正利用の調査及び検知のため、利用者の情報（アカウントの開設又はアカウント代替符号の登録時に取得した利用者の情報を含みます。以下本条において同じです。）を、業務上必要な範囲で、他の金融機関及び資金移動業者並びにこれらの利用者に対して提供する場合があります。
- ② 当行は、本サービスの不正利用の調査及び検知のため、利用者の情報（他の金融機関及び資金移動業者の利用者の情報を含みます。）を、業務上必要な範囲で利用する場合があります。

(1 5) 免責規定等

次の各号の事由によって本サービスの利用ができない場合であっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行又は金融機関若しくは資金移動業者の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関又は資金移動業者の責に帰すべき事由があったとき

(1 6) 譲渡、質入れの禁止

本サービスに基づく利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

(1 7) 預金規定等の適用

送金資金等を当行に開設された預金口座から振替えてことら送金の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定等により取扱います。

3 (本規定の変更)

- (1) 当行は、本規定を、本サービスの仕様の変更その他相当の事由があると認められる場合には、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページで公表し、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

4 (合意管轄)

本サービスに関する訴訟については、熊本地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上